

令和8年5月29日提出

令和8年6月市議会定例会議案

(議案第46号から議案第71号まで)

木更津市

令和 8 年 6 月市議会定例会議案目録

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第 46 号	令和 8 年度木更津市一般会計補正予算（第 1 号）	財 務 部	別冊
議案第 47 号	令和 8 年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	健康づくり部	別冊
議案第 48 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	1
議案第 49 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	2
議案第 50 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	3
議案第 51 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	4
議案第 52 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	5
議案第 53 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	6
議案第 54 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	7
議案第 55 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	8
議案第 56 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	9
議案第 57 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	10
議案第 58 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	11
議案第 59 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	12
議案第 60 号	木更津市農業委員会委員の任命について	総 務 部	13

議案第61号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	14
議案第62号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	15
議案第63号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	16
議案第64号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	17
議案第65号	木更津市農業委員会委員の任命について	総務部	18
議案第66号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	19
議案第67号	木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	20
議案第68号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財務部	21
議案第69号	原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について	環境部	27
議案第70号	市道路線の認定について	都市整備部	28
議案第71号	令和8年度木更津市下水道事業会計補正予算（第1号）	都市整備部	別冊

議案第48号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	鈴木 修一郎	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員鈴木修一郎氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第49号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	金 子 一 夫	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員金子一夫氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第50号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	地 曳 昭 裕	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員地曳昭裕氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第51号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	宮 沢 伸 子	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員宮沢伸子氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第 5 2 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	露 寄 伸 哉	□□□□□□□□□□

令和 8 年 5 月 2 9 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員露寄伸哉氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第 53 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	関 和 美	□□□□□□□□□□

令和 8 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員関和美氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第54号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	議 員 正 一	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員磯貝正一氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第55号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	山 口 三 枝	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に山口三枝氏を新たに任命しようとするものである。

議案第56号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	中山 正 明	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に中山正明氏を新たに任命しようとするものである。

議案第57号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	桐 谷 修 啓	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に桐谷修啓氏を新たに任命しようとするものである。

議案第 58 号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	市 原 光 行	□□□□□□□□□□

令和 8 年 5 月 29 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に市原光行氏を新たに任命しようとするものである。

議案第59号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	羽 山 和 彦	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に羽山和彦氏を新たに任命しようとするものである。

議案第60号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	石 川 方 栄	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に石川方栄氏を新たに任命しようとするものである。

議案第61号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	佐 藤 忠 男	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に佐藤忠男氏を新たに任命しようとするものである。

議案第62号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	篠 崎 哲 也	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に篠崎哲也氏を新たに任命しようとするものである。

議案第63号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	石 崎 幸 弘	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に石崎幸弘氏を新たに任命しようとするものである。

議案第64号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	山 口 和 美	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に山口和美氏を新たに任命しようとするものである。

議案第65号

木更津市農業委員会委員の任命について

木更津市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
□□□□□□□□□□	佐久間 真 朗	□□□□□□□□□□

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市農業委員会委員に佐久間真朗氏を新たに任命しようとするものである。

議案第66号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和34年木更津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会	木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画の策定について審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募 4 市の職員	8人以内	1年以内
木更津市保育施設等設置運営事業者選定委員会	保育施設等の設置及び運営を行う事業者を選定するため審議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 保育の充実のため必要と認められる者 3 市の職員	10人以内	2年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市吾妻公園文化芸術施設管理運営計画策定委員会及び木更津市保育施設等設置運営事業者選定委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第67号

木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

木更津市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成21年木更津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条中「次に」を「次の各号に」に、「第5条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第5条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「、第6条第1項、第7条第1項又は前条第1項」を「又は第6条第1項」に、「除く。）」を「除く。） 第5条及び第6条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第7条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第7条及び前条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第68号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

木更津市税条例（昭和36年木更津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号にお

て同じ。)に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12

年」に改める。

附則第5条の4中「附則第16条の2の2第1項」の次に「、附則第16条の2の3第1項」を加え、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第15条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものとしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第16条の2の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第16条の2の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の5から第34条の7まで、第34条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第34条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項前段、第34条の7、第34条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の2の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の2の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第16条の2の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の

翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の木更津市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の木更津市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲

げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例附則第16条の2の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の木更津市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第69号

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について

市は、次のとおり和解する。

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 和解額 86,301,034円
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明
- 3 和解の理由 東日本大震災による原子力発電所の事故により放射性物質が拡散した。
これにより、市は、食用イノシシ肉の安全確認を行うための全頭検査に係る検査機器維持管理費（令和6年度分93,500円）、同検査職員への対応費（令和6年度分5,348,423円）及び同職員の通信費（令和6年度分29,076円）として、5,470,999円を支出した。
また、溶融飛灰から放射性物質が検出されたことに伴い、従前の処分場での処分ができなくなったことによる従前の処分費との差額（令和3年度分32,039,185円、令和4年度分29,933,776円、令和5年度分18,857,074円）として、80,830,035円を支出した。
原子力損害賠償責任は、原則として原子力事業者の無過失責任であることから、上記和解額を相手方が市に支払い、和解の理由に記載した費用（損害）の部分に限り、和解する。

提案理由

原子力発電所の事故に起因する損害に対する和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第70号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、木更津市道路線を次のとおり認定する。

令和8年5月29日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

整理 番号	路 線 名	起 点
		終 点
1	市 道 1 4 5 4 号 線	牛込字八王子579番2地先
		牛込字浜道536番11地先
2	市 道 2 5 5 9 号 線	長須賀字町田前538番1地先
		長須賀字町田前538番4地先
3	市 道 2 5 6 0 号 線	万石字作田435番1地先
		万石字作田435番5地先

提案理由

開発行為により築造された道路を市道に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。